

公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類が本人の住所(居所)不明のため送達できませんので、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は、当町役場税務課において保管しており、申し出があればいつでも交付します。

令和8年9月16日

愛知県知多郡美浜町長 八谷充則(公印省略)

[illegible]

これら(この)書類は、令和8年9月23日に送達があったものとみなされます。